

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第5集

2013年10月

神戸市看護大学

はしがき

本編は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令 第 9 号）第 8 条 による
公表を目的として、2013 年度に本学において博士の学位を授与した者の
論文内容の要旨および論文審査の結果を収録したものである。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	(頁)
甲第 8 号	博士 (看護学)	古地 順子	スタッフ看護師の臨床的自律性とその関連要因 —参加観察による記述と解釈— Clinical autonomy of staff nurses and related factors: Description and interpretation from a participant observation study	・・・ 1

氏 名：古地順子

学位の種類：博士（看護学）

学位記番号：甲 第8号

学位授与年月日：平成 25 年 9 月 30 日

学位授与の要件：学位規則第 4 条第 1 項該当

論文題目：スタッフ看護師の臨床的自律性とその関連要因

—参加観察による記述と解釈—

**Clinical autonomy of staff nurses and related factors:
Description and interpretation from a participant
observation study**

論文審査委員：主査 教授 安藤幸子

副査 教授 グレッグ美鈴

教授 高田早苗（日本赤十字看護大学 学長）

論文内容の要旨

I. はじめに

看護における自律性は、専門職の特徴的要素であるだけでなく、患者ケアの成果に直接的な影響を与えるとして注目されている。看護における自律性の概念は、直接的患者ケアにおいて看護師が自律的に機能することを指す臨床的自律性と、組織における看護部門または病棟単位で行われる看護運営管理を指す専門職的自律性として大きく 2 種類に区分される。本研究は、看護師個々のレベルで行われる自律的臨床看護実践に着目し、スタッフ看護師の臨床的自律性が発揮される状況とその結果に焦点を当てた。これにより、看護職の専門性とその貢献を具体的に示すことができ、患者ケアの効果に寄与している看護実践の明確化が可能となる。さらに看護専門職の社会的貢献の一側面として、病院における看護の重要性を明示することができる。

II. 研究目的

本研究の目的は、直接的な患者ケアを中心とした臨床看護実践のなかで、スタッフ看護師の臨床的自律性 **clinical autonomy** はどのように発揮されるのか、その結果患者にどのような影響がもたらされるのか、そして、スタッフ看護師の臨床的自律性にはどのような要因

が関連しているのかを明らかにすることである。

Ⅲ. 研究方法

1. 研究デザイン：探索型記述デザイン。
2. データ産出場所：設置主体の異なる 2 病院 4 病棟。
3. データ産出期間：2008 年 6 月から 2009 年 9 月、および 2011 年 8 月から 2012 年 1 月まで。
4. 研究参加者：経験年数 3～4 年以上の看護師。
5. データ産出の方法：看護実践場面を鮮明に記述できるよう指導を受けて訓練し、参加観察及びインフォーマル・インタビューを行い、ここでのフィールドメモをもとに参加観察記録を作成した。また参加観察記録及び研究者の解釈を通読した研究参加者にインタビューを行い、この録音をもとに記録を作成した。
6. 分析方法：スタッフ看護師と患者との関わり合いの場面の記述を精読し、スタッフ看護師の臨床的自律性に着目してその判断、意図、行為について解釈した。そして「スタッフ看護師の臨床的自律性についての解釈」として記述した。これにスタッフ看護師の臨床的自律性発揮の特徴及び関連要因として小見出しを付し、それぞれに共通する特性を抽出してカテゴリー化した。これらは全て研究指導者のスーパーヴァイズを受けた他、研究参加者のスタッフ看護師ならびに大学院看護学研究科博士後期課程修了者及び在籍中の臨床看護師長、看護教員を含む 6 名の看護職者が通読し、研究者の解釈の説明性が検討され、この解釈に支持を得た。
7. 研究における倫理的配慮：神戸市看護大学及び研究協力施設 2 病院の倫理委員会による承認を得た。

Ⅳ. 結果

研究参加の承諾が得られたスタッフ看護師は、女性 11 名、男性 2 名の計 13 名であった。本結果として、9 名の看護師と 10 名の患者との関わり合いにおいて 18 の自律的看護実践が記述でき、スタッフ看護師の臨床的自律性発揮の仕方とその関連要因を導き出した。

1. スタッフ看護師の臨床的自律性は、「患者に起こり得る身体負荷を先読みして他職種の間で主導権を取り、医師の指示の実施方法を決定する」、「患者の個性を好意的にとらえて積極的に関わりその苦痛を見て取り、医師の指示の先取りまたは治療計画への提言をする」、「患者の気持ちがわかりそこに寄り添って、病院の決まり事からはずれる責任を引き受ける」、「そのケア行為に自負があり結果を確かめたく、通常のやり方にとらわれず自分で実施する」という形で発揮されていた。
2. スタッフ看護師の自律的看護実践がもたらした成果として、「患者に現存する苦痛症状や身体負荷の実質的軽減」、「患者に予測される苦痛症状や身体負荷の確実な回避」、「患者の気分や身体および家族への安寧の提供」、「患者自身による健康管理の促進」、「患者ケア達成による看護師の満足感」、「看護実践の効果が導く看護師－患者関係深化発展の可能性」が見出された。
3. 臨床的自律性発揮の必要条件として、「共感的理解により受け止める応答性」、「患者の言動の意味を的確にとらえる感性」、「看護師の中の譲れない看護ケアの基準による気づき」、「看護実践の中の省察からの発想」、「特定領域の看護実践により会得された患者の療養特性把握と判断能

力」、「患者を思い遣るゆえの関わり合いへの志向性」、「患者の意向に丁寧に沿いながら進めるやり取りの仕方」が見出された。

4. 臨床的自律性発揮の促進要因として、「看護実践の中で発動される看護師の機転と許容力、そして専門職的態度」、「実践経験に裏付けられた看護の価値の確信」、「病棟入院患者全体の状況把握に基づく業務時間配分調整能力」、「患者の意を酌みつつ細やかに配慮する責任ある実践姿勢」、「患者との相互行為により強化された責任感」、「患者ケア目標の意識化と他職種との臨機応変的調整能力」、「患者の意思決定を促すやり取りの仕方」が見出された。

V. 考察

本結果からみた臨床的自律性とは、患者に起こり得る身体負荷を先読みし、そこで要求されるケア行為の遂行に足りる判断に留まらず、看護師自身の視点や考えに基づき洞察し、画一的な考え方にとらわれず多角的視座に立ち判断することである。また、医師の指示の実施方法を決定するというように、患者の状況を判断し必要な処置を看護師自身が決定することである。これは、看護師が意図的意欲的に思考を巡らせており、よりよい看護を実践したい、この患者に何かケアをしたいという強い内的動機が存在していると考ええる。

本研究のスタッフ看護師は、患者の状況に鋭敏に感性をはたらかせ共感的に了解し、切実な思いに突き動かされて臨床的自律性を発揮していた。先行研究が自律的看護実践の成果に焦点を当ててきたのとは異なり、本研究は、臨床的自律性は看護師自らの意思決定に基づき発揮されるのであるが、それは患者との相互作用により可能になるということを示した。

臨床的自律性の発揮を決定づける看護師の判断は、意図をもち、自分の行動を理解し、病棟文化などに影響されずになされる必要がある。看護師の判断は自身の価値観や内的基準に基づき、これらは病棟文化の中で形成されるのであるが、看護の価値に気づいている看護師は、自らが向かうべき先を見据えることができ、それゆえ慣習的行為に流されることはないと考ええる。

スタッフ看護師は、患者の身体負荷回避といった目的を医師と共有するが、医師には予測し得ないトイレ歩行後の疲労など患者の日常生活の些細な状況に着目して判断し、臨床的自律性を発揮していた。このことから、医師の指示を受ける際には患者により適した実施方法の決定を看護師が意図的に目指す必要がある。

看護師の臨床的自律性発揮は、よい看護と共通し、またそれは専門職の特徴的要素であるとともに倫理的行為の実践であり、**expertise**が必要とされる。本結果における **expertise** とは、特定領域における看護実践から会得された患者の療養特性把握と判断能力であり、これは特定領域の看護実践に特徴的な実践能力である。

本研究の結果は、現代医療の中で看護師が自身の考えで看護実践することの重要性を訴え、病棟文化の影響下で慣習的行為に甘んじることへの反省を促すことができると考える。看護学教育においては、看護学生がより効果的な援助について自身で創造的に探求し、自律的ということを実質的に理解し、現行看護援助の仕方を自律的創造的に考察する必要がある。看護学研究においては、現象それ自体に立ち返り行う実証的研究の蓄積により、特定領域における臨床的自律性の発揮として特有なあり方が明らかになるかもしれない。看護師の臨床的自律性発揮の具体的事例

の蓄積により、看護における自律性概念の明確化が進むと考える。

今後、病院設置主体の違い、医師－看護師関係や病棟文化による臨床的自律性発揮への影響、臨床的自律性発揮における意図性、時代により変化する看護師の臨床的自律性について継続的に探究される必要がある。

論文審査の結果の要旨

看護師の自律性は、看護実践の重要な要素として、国内外で研究が重ねられている。尺度による測定、インタビューによる質的研究など様々な試みが行われている。しかし看護師個々が実践している臨床的自律性を記述した研究は見当たらない。本研究はスタッフ看護師の臨床的自律性が発揮される状況とその結果を、参加観察とインフォーマルインタビューによって明らかにしたものである。なお本研究では、臨床的自律性は以下のように定義されている。患者中心のケアとなることに向けて意欲的であり、看護師が自らの行動の結果も含めて説明でき、他者の影響に支配されることなく、看護実践領域においては看護独自の意思決定を行い、医学など他の学問領域と重複して看護実践が行われる領域では相互依存的に意思決定し、患者に必要とされる場合にはその部署で日常行われている標準的な実践を超えても行き、その責任を負おうとする看護師の姿勢および行為とする。

予備審査においては、「スタッフ看護師の臨床的自律性とその関連要因の明確化」というテーマより、むしろ「参加観察による記述と解釈」という副題を付したほうが、この研究における場面記述の価値が表現できること、看護師の看護実践における臨床的自律性についての解釈の記述では、場面再現の繰り返しが多く整理が必要であること、考察では、結果のひとつひとつについて述べるのではなく、結果を相互に関連付けて臨床的自律性とは何かを議論する必要性が指摘された。これらの点を修正した論文が提出された。

最終審査においては、予備審査での指摘内容が全て必要十分に修正されたことが確認された。その上で、臨床的自律性の暫定的定義が、本結果においてエビデンスにより実証された旨を考察で述べること、現代医療においては、医療安全の観点からマニュアル遵守が主流となり、看護は伝統的に患者中心、患者の個性尊重という立場であったことが薄れてきていることについて、文献を用いながら述べる必要があると指摘された。加えて、臨床的自律性が促進される患者側の要因についても今後さらに探究が必要となること

を、今後の課題として明確化することが求められた。こうした指摘の一方で、尺度やインタビューを用いて、看護師が臨床的自律性として認識しているものを明らかにしたこれまでの研究と異なり、スタッフ看護師の実践で示された臨床的自律性をいきいきと記述したことに本研究の独自性があり、本研究結果の看護界への貢献可能性については高い評価を得た。

以上により本論文は、学位規則第4条第1項に定める博士（看護学）の学位を授与することに値するものであり、申請者は、看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験に合格と判定する。

博士學位論文
内容の要旨および審査結果の要旨

平成25年10月15日

編集・発行 神戸市看護大学大学院
〒651-2103
神戸市西区学園西町3丁目4番地